

子正四位下、正五位下藤原朝臣宜子從四位下、藤原朝臣御康正五位下、正六位上藤原朝臣貞子、多治真人安子、無位大江朝臣告子並從五位下、七日觴宴之餘慶、特有此殊弊焉。

〔日本紀略^二朱雀^一〕承平元年十一月廿八日辛亥、詔尊母儀皇后^{○藤原藤子}爲皇太后、凡服御物、湯沐邑、并職中諸事、皆悉如舊典。

〔日本紀略^{後十三條}〕萬壽四年九月十四日辛亥、皇太后^{○三條后}藤原妍子、依病落飾、卽崩、年卅四、十六日癸丑、奉葬皇太后於大峯寺前野了。

〔榮花物語^{二十九}玉の飾^一〕三月八日よりなやませ給て、萬壽四年九月十四日のさるの時にうせさせ給ひぬ、^{○妍子、一品宮、^{○三條皇女御、^{○三條皇女御、^{○三條皇女御、}くやつれ、いとわはれに心ぐるしう繪にもかゝまほしうおはします、女房みやづかさなど、皆いとくろましたり、さぶらひの人々は、さすがにこきかぎり、さぬはかまにて冠をばしたる、^{○中略}五七日にもならせ給ぬれば、日ごろつくらせ給へる、五丈尊一万の不動尊供養、たてまつらせ給、その頃はあしき御ものゝけどもにてうせさせ給ぬれば、佛道さまたげにやとて、今にたゞ極樂へとのみ御心ざしなりけり、講師には、けうえん法橋、いといみじうつかまつる、殿のうへの御前^{○藤原道長妻、^{○藤原道長妻、^{○藤原道長妻、}なごいみじうなかせ給、女房など、あなかたはらいたと思ふまでなけば、講師はあきれつゝをやみがちなり、御法事は十月廿八日とさだめさせ給へり、それにはまろがねの御ぐどもして、阿彌陀の三尊をどつくり奉らせ給ける、^{○中略}御法事の僧の法服、御誦經のれうの御どの事、染殿にも、おほかたの人々もいそぎみちたり、かゝる程にはかなくて廿七日になりぬれば、阿彌陀堂に莊嚴御まつらひなごせさせ給ふ、まだわかつきにどのゝうへの御まへ、一品宮ひとつ御車にてわたらせおはします、どのゝ御方宮など、女房車廿ばかりあり、宮の女房こたみばかりのみやづかへとおもふに残りなく参りたり、萬まだくらき程にておぼつかなければ、くはしくかきあらためず、おはしましつきて、此堂の北の方の廊にお}}}}}